

エクステリア業界にも影響大？

建設業の社会保険加入徹底へ 国、元請、下請等が一体で 5年後は「未加入」業者を排除

建設業界の体質改善に向けた大きな取り組みが始まっています。国が昨年打ち出した「建設業における社会保険未加入問題」対策を契機に、元受請や下請、労働者を巻き込んだ運動として広がっています。エクステリア業界でも避けられそうもないこの問題、現在の建設産業の現状をレポートします。

なぜ社会保険未加入 問題が取りざたされ ているのか

重層下請けや一人親方問題等、建設業界特有の体質からくる問題には根深いものがありますが、今回は「社会

保険未加入問題」にメスが入りました。公共工事が大幅に落ち込んだことで、建設業者間の競争は激化しており、ダビング等による価格競争の結果、そのしわ寄せが下請け企業や労働者に及んでいます。このままでは工事の質の低下につながり、技術・技能の継承にも支障が出かねない、という問題意識があります。

社会保険に着目したのは、年金、健康保険、雇用保険についてまだ加入していない中小建設業者が多数存在していること。そのことがもともと「3K」といわれている建設業を若者が敬遠する原因となっているほか、社会保険にかける法定福利費を度外視して入札する未加入企業に対して、適正に負担している企業は競争上不利な立場に立っている、と指摘されているからです。

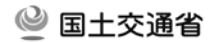
これを是正するために、国は5年間をめどに、関係者が一体となって取り組むべきプロジェクトを立ち上げました。

その目標は、2017年度までに、(1)全ての許可業者が社会保険に加入していること

(2)労働者については、製造業並みの加入率を目指すこと。さらに5年目以降、未加入の下請業者や労働者は現場に立ち入らせないように指導するといった厳しい措置をとることを決めています。

職人等の従業員を抱えている小規模の事業者にとっては、保険料を支払うことで費用負担が重くなり、やがては撤退せざるを得なくなるのではない

保険未加入対策についての今後の課題



- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保し、
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築するためには、更に、以下の取り組みが必要ではないか。

<目標>実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す

1. 団体における取組の着実な推進・フォローアップ

・各団体が作成した保険加入促進計画に基づく各団体の保険加入促進対策を着実に進めるため、加入状況の把握と各団体の計画の実施状況をフォローアップしつつ、課題の洗い出しを行うとともに、必要に応じて計画内容の見直し・強化を図る必要。

2. 行政・元請による加入指導の推進

<行政> 法定福利費の確保を進めつつ、建設業許可、経営事項審査、立入検査といった各種契機を捉え、厚生労働省とも連携しながら保険加入の確認・指導を展開。

<元請> 施工体制台帳、作業員名簿等を活用した、下請企業への加保険入状況の確認を踏まえ、課題の整理を行うとともに所要の対策を講じる必要。

3. 法定福利費の確保に向けた取組の実施

<法定福利費の内訳明示の手順化> 総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの手順において、専門工事業者団体が作成した標準見積書による法定福利費の明示を位置付ける必要。

<関係主体における法定福利費の確保の徹底>

発注者と元請との契約における法定福利費の適切な確保、元請と下請の契約における下請見積書を尊重した法定福利費の確保を徹底させる必要。

<法定福利費の流れの透明化> 請負契約の過程における法定福利費相当額の中抜き防止や、ダンピング受注の防止のため、直轄工事に係る法定福利費の平均的割合や概算額の公表を進めつつ、発注者から下請に至るまで、法定福利費の確保状況が透明化される仕組みの構築に向けて検討する必要。

4. 保険加入の更なる推進に向けた取組

・保険加入企業であることが客観的に把握しやすくする仕組みなど、加入企業と未加入企業を区別し、加入企業がより活用されやすくするなど、加入がより促進されるような仕組みの構築に向けて検討する必要。

か、という心配すら出てきています。

また健康保険といえは、独自の建設国保を運営している（社）全国中小建築工事業者団体連合会（全建連）や全国建設労働組合総連合（全建総連）といった中小工務店による団体では、将来にわたって加入者の減少につながるのではないかと懸念が広がっています。

計画実現へ一体で

社会保険への加入を義務付けるだけでは、弱者つぶしにつながりかねません。そこで国は、社会保険未加入問題を行政、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係者が一体となって取り組むべき課題と位置付けるとともに、社会保険未加入は許さないという強い決意をもってあたることを求めています。

その進め方の大枠は次の通りです。

- ① 行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会を全国レベルと地方ブロック（都道府県）レベルで設置し取り組む方針を定め、情報を共有しながら総合的に推進する。
- ② 保険加入計画を各建設業団体が策定し、団体を通じて周知、啓発を図る。

さらに計画推進状況について毎年見

直しを行う。

- ③ 国（行政）は、建設業法等の整備を通じて制度的にチェック・指導する。
- ④ 社会保険への全加入を進めるために、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握するとともに、未加入企業を指導する。さらに、未加入企業との請負契約を結ばないようにして、重層下請け構造の是正に努める。下請企業においては、雇用と請負を明確にして、雇用者の保険加入を進めるとともに、見積もり時に法定福利費を明示するよう努める。
- ⑤ 法定福利費を確保するために、発注者への要請・周知に努め、元請企業が確保するよう指導する、

となっております。

社会保険の費用は適正な「経費」

さて、こうした国の指針を見ていくと、社会保険への加入は、法定福利費を確保することと合わせて進めていく、というのがポイントとなっているようです。それをどのように実現していくのでしょうか。

まずは発注者（施主）に、法定福利

費が必要な経費であることを認めてもらうために、各業種、団体で標準見積書を作成し、発注者の理解を得る必要があります。

しかし、標準見積書を共通の見積書として活用することをとつても、末端からは抵抗が出てきそうです。

なぜなら、たとえば「住宅の請負」のケースを考えてみても、施主のほうが増えるからと4%程度の増額を渋れば、他の単価を切り下げざるを得ないからです。

また、見積もり方式が認められたとしても、協力業者がさらに一人親方と契約する場合、法定福利費をどう確保するのが問題となります。雇用者についても、熟練技能者から見習いまでをどのように振り分けるのかなど、頭の痛いところです。

許可業者に義務付け健康保険は適用除外も

いずれにせよ、標準見積書については、現在各団体で作成中です。今述べてきたとおり、活用については今後の課題は残ります。が、それより早く、制度面の取り組みは着実に進んでいま

す。

昨年11月には建設業法の改正が行われました。これによって、建設業の許可・更新の際には、保険に加入していることを記載した書類を提出すること義務付けられました。

さらに経営事項審査の項目にも社会保険の加入の有無が位置付けられ、未加入の場合は減点となります。

未加入であることがわかると、まず文書による指導を受け、加入状況を報告することが求められます。指導を受けてもなお未加入の状態が続く場合は、厚生労働省保険担当局へ通報され、立ち入り検査や加入指導が施されます。それでも未加入の業者に対しては、強制加入や悪質業者として営業停止などの処分が行われます。

なお、健康保険については、全建連や全建総連の建設国保は存続が認められているため、適用除外の扱いを受けることとなります。そこで前出の全建総連では、建設国保加入者に対し、優先的に厚生年金にも加入することを働きかけています。ただ、国は建設国保への新規の加入は認めないという指導をしており今後の曲折が予想されます。加入についての指導は業界内でも自主的に行われるべきとされており、元請企業はすべての下請企業が社会保

険に加入するように、業者名簿の提出を求めて指導します。これは「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に則っているもので、2017年度以降は未加入業者は下請け企業として発注しないようにすべき、と定められています。

今後、5年間の猶予はあるとはいえ、中小の業者にとつてこの問題は大変な負担を強いられる措置となりそうです。

す。工務店団体である全建連でも「経営的に苦しくなるのではないか」と一様に厳しい受け止め方をしています。業種ごとの事情もあり、計画がどう進められるのか。社会保険加入をさらに推進させるために、国は保険加入状況をはじめ各種の事業者の取り組みをどう「見える化」させるか等について検討を進めています。が、今後の成り行きが注目されます。

社会保険未加入問題への対策の概要と進め方

<全体の進め方>

・関係者が一体となり、継続的に取組を進めることが重要であり、関係者全体からなる協議会の開催等により、業界ごとの工程等の情報共有、実施状況のフォローアップを実施。

<行政によるチェック>

・建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、社会保険担当部局への通報等を行うとともに、経審を厳格化。
・立入検査では、重点的に取り組む対象を徐々に拡大する。

<元請企業による下請指導>

・下請企業の保険加入状況について確認・指導を行う。
・保険未加入の下請企業とは契約しないこと、保険未加入の技能労働者の現場入場を認めないことを見据えて取り組む。

<法定福利費の確保>

下請企業まで適正に流れる方策を講ずるため、
・発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底する
・個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう徹底する
・ダンピング対策や重層下請構造の是正等の取組を実施

<周知・啓発>

多様な手段による周知・啓発により、保険加入に向けた機運を醸成する。

<関係団体>

保険加入状況の定期的な実態把握

●今回の記事のポイント

- ・ 経営規模に関わらず、建設業の事業者は5年後に社会保険加入が義務付けられる
- ・ 社会保険に未加入だと、下請けとして仕事を発注されないようになる
- ・ 対策としては、「法廷福利費」を別枠で確保することが有効

エクステリア業界でも対策が始まっている

JPEX、社会保険未加入対策推進協議会に参加をし、エクステリア業界に周知を図っていく

公益社団法人日本エクステリア建設業協会（JPEX）、旧社団法人日本建築ブロック・エクステリア工事業協会では現在、こうした行政の対策を受けて、社会保険未加入対策推進協議会に参加をし、対策を進める上での課題や取り組み方針などを協議しています。

この協議会は、行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の建設産業に関わる関係者が一体となって保険未加入問題を推進するため、平成24年5月に取り組みの推進母体として設立されたものです。全国レベルのものと地方ブロックのものそれぞれが設立されており、いずれも建設業団体、関係団体、行政（保険担当部局、建設業担当部局）等が参加しています。参加する団体はそれぞれの立場から主体的な取り組みを計画的に進めるため、計画期間を5年とする「社会保険加入促進計画」を策定し、毎年フォローアップを行うこととされています。

協会としては今後、会員企業に対して着実な実施を促すために、周知啓発用のチラシ、ポスター、リーフレットなどを配布するなどの普及促進策を図っていく方針ということです。

今後この問題はどつとなるのか

こうした社会保険未加入問題は今後、協会においても各企業における「法定福利費の確保」という問題が重要になってくると認識しています。

これはなぜかと言うと、社会保険の加入を進めるためには、保険料を支払うための費用をあらかじめ「法定福利費」として別枠で確保することが有効であるという指針が、既に協議会での申し合わせ事項となっているからです。

現在の建設業界は、建設投資が減少し価格競争が厳しくなる中で、本来固

定費であるべき法定福利費が変動費のような扱いになっているのが現状です。しかし行政からは専門工事業の団体に対して、見積り時に法定福利費を明示する標準見積書を作成する上での書式や作成手順書を作成し、会員企業へ周知するよう要請を受けています。従って、そうした標準見積書が活用されるようになれば、法定福利費が変動費扱いされているような現状を変える一歩となります。

今後は、社会保険未加入企業は直ちに現場から排除されるわけではありません。しかし平成29年以降は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づいた取扱いが行われることとなります。

つまり、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにも関わらず未加入である建設企業は、下請け企業として選定しない」との取扱いを受けることになり、やはり不利になると言えます。協会としても、今後この問題について重点的に周知を図っていくとしており、今後に向けての準備が求められてきます。

